

## 法人に係る利子割（地方税）廃止についてのお知らせ

平成28年3月

巢鴨信用金庫

平成25年度税制改正により、平成28年1月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税5%）が廃止されました。

法人のお客様につきましては、平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息等（定期積金については給付補てん金）から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

「権利能力なき社団・財団」のお客様につきましては、「平成28年1月1日以後に支払を受ける利子等に関して、収益事業の有無にかかわらず利子割の課税対象外となる。」との総務省通知を受けたことから、預金利息等から地方税の特別徴収を行いません。

なお、個人のお客様は変更ございません。

### 《対象となる預金》

普通預金 通知預金 納税準備預金(納税外支払いの場合) 外貨普通預金	平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息より地方税の特別徴収を行いません。
定期預金 外貨定期預金 定期積金	平成28年1月1日以降の満期時および中途解約時にお支払いする預金利息(定期積金については給付補てん金)より地方税の特別徴収を行いません。

### 《法人、権利能力なき社団・財団のお客様の源泉徴収について》

平成27年12月31日お支払分まで	平成28年1月1日以降のお支払分
20.315%	15.315%
(国税15.315%+地方税5%)	(国税15.315%のみ)

※上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます（平成25年1月1日から平成49年12月31日までにお支払いする預金利息・給付補てん金には復興特別所得税が上乘せされています）。

### 【ご注意】

- ・詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認くださいませようお願いいたします
- ・個別具体的なケースに係る税務上の取扱等につきましては、税理士または最寄の税務署にご確認くださいませようお願いいたします。

以上